1-3 不適格者の発見と排除

1-3-1 免許発行時の適格性審査

1995 年銃器法第 5 条第 1 項によると、ある人物が銃器を所持することによって、他者の安全が脅かされる可能性がある場合は、当該人物は銃器所持に係る免許を取得する資格がないと規定されている。ある人物が他者に対して危害を及ぼす可能性があるか否かは、各州の銃器最高責任者(Chief Firearm Officer)又は州裁判所判事が、1995 年銃器法に定められている基準に基づき判断する。

1995 年銃器法に定められている基準

過去5年間に、

- (a) 以下の罪で有罪判決を受けたか又は訴追免除を受けた者
 - 他者に対する暴力の使用、脅迫、暴行未遂
 - 1995 年武器法又は刑法に規定されている罪
 - 規制薬物法(Controlled Drugs and Substances Act)に規定されている違法薬物を輸送、所持、密輸入、又は製造した罪
- (b) 他者に対する暴力行為、脅迫行為及び暴行未遂を伴う精神疾患によって、病院、精神病院、精神科クリニック又はその他の施設において治療を受けたことがある者。 なお、当該人物がそれらの施設に収容されたことがあるかは問わない。
- (c) 他者に対して、暴力、脅迫及び暴行未遂を含む行動を過去に行ったことがある者

カナダ銃器センターでは、免許発行時に、RCMP のデータベースの参照や近隣住民へのヒアリングなどを通じて申請者の適格性を審査している。2007 年のデータによると、銃器免許の申請が却下される理由として最も多いのは「他人に対して危害を加える恐れがある(39%)」であり、次いで「裁定による銃器所持禁止(30%)」となっている。裁定による銃器所持禁止には、刑事事件で有罪判決を受けたことがあるなど、公共安全に関する懸念が示された者が含まれる。カナダ銃器センターは、連邦裁判所のみならず、州及び市町村の裁判所からも情報を収集し、申請者が公共安全に対する危険性を有していないかを判断する。これら以外には、「自己に対して危害を加える恐れがある(20%)」、「攻撃的な行動(14%)」、「精神疾患(11%)」、「ドメスティックバイオレンスの経歴(8%)」、「薬物使用(8%)」が銃器免許申請却下の主要な理由となっている。

他方、銃器免許が取り消された理由としては、「裁定による銃器所持の禁止」が最も多く、 全体の7割を構成している¹⁸。銃器免許の取り消しのプロセスにおいても、銃器免許申請時

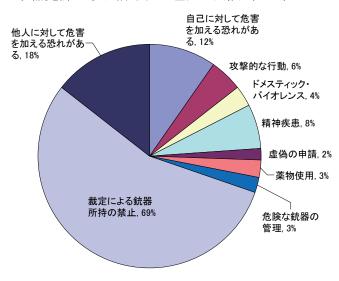
-

¹⁸ Commissioner of Firearms, 2007 Report

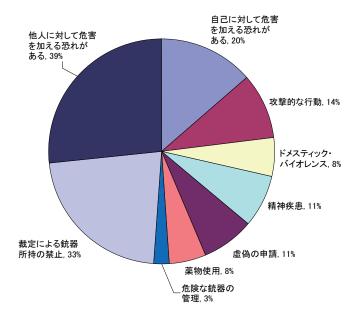
の審査と同様に、連邦、州、市町村の裁判所から得られた情報を基に調査を行い、免許取り消し措置を行っている。又、「他人に対して危害を加える恐れがある(18%)」、「自己に対して危害を加える恐れがある(12%)」が主要な理由となっている。

1999 年の統計収集開始以来、2007 年までの間に却下された銃器免許申請は 7,050 件、取り消された銃器免許は 1 万 4,195 件となっている 19 。

銃器免許が取り消された理由の内訳 (2007)



銃器免許申請が却下された理由の内訳 (2007)



出所: Commissioner of Firearms, 2007 Report

¹⁹ 同上

1-3-2 情報システムを活用した不適格者の早期発見20

全ての銃器免許所有者は、カナダ銃器情報システム(Canadian Firearms Information System: CFIS)に登録されている。同システムは、カナダ警察情報センター(CPIC)のデータベースと毎日自動的に照合される仕組みとなっており、銃器免許取得者がカナダ警察情報センターに通報された事案に関与していないかが毎日自動的に審査されている。銃器免許所有者が事案に関与していたことが発覚した場合は、「Firearms Interest Police」というレポートが作成され、各州の警察担当官に送信される。各州の警察担当者は同レポートを参照しながら、当該人物が周囲に危険を及ぼす恐れが無いかのチェックを行うことで、不適格者の早期発見に努めている。

未然に事件を防止した事例21

- 2002 年にブリティッシュコロンビア州において離婚調停中の男性が、妻、妻の弁護士及 び判事を脅迫した。警察が男性の履歴を調べたところ、調停直前に銃器免許を取得して いたことが判明した。警察は直ちに男性を脅迫の疑いで逮捕し、銃器を没収した。
- ノバ・スコーシア州の女性よりカナダ銃器センターへ、夫が銃器免許の申請を行うとの情報が寄せられた。自身と子どもの身の安全に不安を覚えた女性は地元の警察署に相談し、銃所持免許の発行の際警察が参照するデータベースに、彼女の夫に関する情報を登録することを求めた。これにより、夫が免許を取得又は銃器を購入する際、警察による調査が行われることとなった。

20

²⁰ カナダ司法省ホームページ

²¹ 同上

1-3-3 市民からの情報提供

カナダ銃器センターでは、銃器に関する市民からの通報を受け付けている。同センターは銃器に関する情報専用のホットラインを設け、銃器に関する市民からの問い合わせに対応しているほか、公共安全に関する情報を収集している。同ホットラインには年間 50 万件を超える電話が寄せられており、市民からの情報収集のための重要なツールとなっている。

カナダ銃器センターのホットラインが受け付けた電話の件数

年	件数
2004	501,582
2005	839,658
2006	1,146,880
2007	1,034,298
2008	789,578

出所:カナダ銃器センター

カナダ銃器センターにこれほどの電話が寄せられる背景には、同センターによる積極的な広報活動がある。同センターは、ホットラインの番号を広く市民に告知するため、銃器免許の申請用紙やポスター、パンフレット、ホームページなど様々なところに連絡先の番号を記載している。例えば、銃器免許の申請用紙に記載されている第三者及び配偶者による証言欄にはホットラインの番号が記載されており、これらの証言者が申請者について不安を感じる場合はすぐセンターに連絡できるようになっている。

市民に不審者と銃に関する情報提供を呼びかけるホームページ



出所:カナダ銃器プログラム